

環交第1466号  
平成29年3月29日

関係団体長様

大阪府知事

大阪府生活環境の保全等に関する条例（流入車規制）の  
改正に係る周知について（依頼）

日ごろから、大阪府の自動車環境対策の推進について格別のご協力をいただき、厚くお礼申上げます。

大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準をより早期かつ確実に達成するため、平成21年1月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき流入車規制を導入実施しております。

流入車規制の導入により、排出ガスの基準を満たさない非適合車の流入は大幅に減少し、大阪の大気環境は改善するなど大きな効果が得られました。そのため、これまで事業者に課してきた義務のうち、目的を達成したものについて終了若しくは緩和するため、下記のとおり条例を改正しました。

つきましては、貴団体の会員様への周知にご配慮賜りますようよろしくお願いします。

なお、大阪府では今後も引き続き流入車規制を継続するとともに、さらなる大気環境の改善に向け、「非適合車ゼロ宣言～乗らない、頼まない、見逃さない～」をスローガンに掲げ、非適合車の根絶を目指し、立入検査・指導を強化していきますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

1 条例改正日

平成29年3月29日（公布と同日施行）

2 改正の内容

①適合車等標章（ステッカー）の表示義務について終了します。

ステッカーの交付請求及び適合車への表示は不要となります。

なお、現在貼付しているステッカーについて返却は不要です。（貼付したままでも問題はありません。）

②対策地域内において、荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置について一部終了します。

運送委託の際の適合車等の使用の求めを終了します。



物品の販売等をする者への使用の求めは継続します。

また、荷主等に課されていた確認・記録の義務は終了します。

③特定運送事業者、特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の報告について終了します。

毎年大阪府知事に提出いたしました措置等の報告は不要となります。

条例改正の詳細は、次の添付資料をご覧ください。

- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正（流入車規制）〔A3版〕
- ・ 大阪府公報（抜粋）〔A4版〕
- ・ 流入車規制周知用ちらし〔A4版〕

また、大阪府のホームページにおいても、以下のURLのページで、条例改正の内容についての周知を行っていますので、参考にしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/ryuunyuu/>

#### 問合せ先

大阪府環境管理室交通環境課

電話 06-6210-9587

FAX 06-6210-9575

E-mail [kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp)



## (参考)

### 1 対象自動車

対象自動車とは、貨物自動車、乗合自動車及び特種自動車（乗車定員が11名未満のものを除く。）をいいます。

### 2 対策地域

37市町（豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村を除く地域）

### 3 運行規制

対策地域を発地又は着地として対象自動車を運行する場合は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の排ガス基準に適合車した自動車の使用が義務付けられています。

ただし、対策地域を通過して運行するときは、義務付けから除外されます。

### 4 特定運送事業者

下記の（1）と（2）のいずれかに該当

- (1) 貨物自動車運送事業か、貨物利用運送事業（第2種）か、旅客自動車運送事業のいずれかを営んでいて、大阪府内に使用の本拠の位置があるトラック、バスなどが30台以上ある。
- (2) 貨物利用運送事業（第1種）を営んでいて、資本金が3億円を超えていて、大阪府内に事業所がある。

### 5 特定荷主等

下記の（1）と（2）の両方に該当

- (1) 大阪府内に、規模が小さくても、事務所、工場、物流センターや学校などがある。
- (2) 次の①と②のいずれか又は両方に該当。
  - ①運送を依頼して、工場への原材料の搬入や、物流センターへの製品の搬入、事務所や学校への備品や消耗品の搬入などがある。
  - ②運送を依頼して、工場からの製品の搬出や、物流センターからの製品の搬出、事務所や学校からの廃棄物の搬出などがある。

### 6 特定旅行業者

下記の（1）と（2）の両方に該当

- (1) 旅行業を営んでいて、大阪府内に営業所がある。
- (2) 業務の範囲が、旅行業法施行規則第1条の2第1号に規定する第一種旅行業務である。

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正（流入車規制）

( 網掛け部  を削除  点線部  を変更)

◆対象となる地域（第40条の14 2項）

府域の6町村（能勢町、豊能町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村）を除く、37市町（対策地域）

◆対象自動車（第40条の14 1項）

- ・貨物自動車（トラック、バン）
  - ・乗合自動車（バス、マイクロバス）
  - ・特種自動車（人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く）
- \* 乗用車、軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車、電気自動車、燃料電池自動車は規制対象外

対象

規制内容

担保措置（罰則）





# 大阪府 公報

第4801号  
平成29年3月29日  
水曜日

## 目次

### 条例

- 公布された条例のあらまし(法務課)
- 条例の公布(法務課)
- IR推進局の職員の給与の額の特例に関する条例(人事局企画厚生課)
- 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例(障害福祉室自立支援課)
- 大阪府動物愛護管理センター設置条例(動物愛護畜産課)
- 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(危機管理室消防保安課)
- 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例(人事局企画厚生課、人事局人事課、教職員室教職員企画課、教職員室教職員人事課)
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事局企画厚生課)
- 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(人事局企画厚生課)
- 職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例(人事局企画厚生課)
- 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例(人事局企画厚生課)
- 大阪府職員定数条例の一部を改正する条例(人事局人事課)
- 大阪府組織条例の一部を改正する条例(人事局人事課)
- 大阪府基金条例の一部を改正する条例(財政課)
- 大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(行政改革課)
- 大阪府附属機関条例の一部を改正する条例(府民文化総務課、中小企業支援室ものづくり支援課、環境管理室環境保全課、都市計画室計画推進課、下水道室経営企画課、タウン推進局誘致整備課)
- 大阪府日本万国博覧会記念公園条例の一部を改正する条例(府民文化総務課)
- 大阪府特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(男女参画・府民協働課)
- 大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例の一部を改正する条例(男女参画・府民協働課)
- 大阪府個人情報保護条例の一部を改正する条例(府政情報室情報公開課)
- 大阪府情報公開条例の一部を改正する条例(府政情報室情報公開課)
- 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(地域福祉推進室指導監査課、障害福祉室地域生活支援課、高齢介護室介護事業者課、子ども室子育て支援課、教育庁市町村教育室小中学校課、教育庁私学課)
- 大阪府立金剛コロニ一条例の一部を改正する条例(障害福祉室生活基盤推進課)
- 大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(障害福祉室生活基盤推進課)
- 大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(障害福祉室生活基盤推進課)
- 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(障害福祉室生活基盤推進課)
- 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子ども室子育て支援課、教育庁市町村教育室小中学校課、教育庁私学課)
- 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子ども家庭支援課)
- 大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(保健医療室地域保健課)
- 大阪府がん対策推進条例の一部を改正する条例(保健医療室健康づくり課)
- 大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例(薬務課)
- 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(食の安全推進課)

- 大阪府と畜場法施行条例の一部を改正する条例(食の安全推進課)
- 大阪府地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例(中小企業支援室経営支援課)
- 大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(中小企業支援室商業・サービス産業課)
- 大阪府職業能力開発促進法関係事務手数料条例の一部を改正する条例(雇用推進室人材育成課)
- 大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(検査指導課、みどり推進室森づくり課、農政室推進課、農政室整備課、動物愛護畜産課)
- 大阪府自然環境保全条例の一部を改正する条例(みどり推進室みどり企画課)
- 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(環境管理室環境保全課)
- 大阪府循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例(環境管理室事業所指導課)
- 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部を改正する条例(環境管理室交通環境課)
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(環境管理室交通環境課)
- 大阪府中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例(中央卸売市場)
- 大阪府港湾施設条例の一部を改正する条例(港湾局)
- 大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(都市計画室計画推進課、都市居住課)
- 大阪府都市公園条例の一部を改正する条例(都市計画室公園課)
- 大阪府りんくうタウン共同溝工事負担金及び管理分担金徴収条例の一部を改正する条例(交通道路室道路環境課)
- 大阪府流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例(下水道室事業課)
- 大阪府建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築指導室建築企画課)
- 大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(建築指導室建築企画課)
- 大阪府建築都市行政事務手数料条例の一部を改正する条例(建築指導室審査指導課)
- 大阪府温暖化の防止等に関する条例の一部を改正する条例(建築指導室審査指導課)
- 大阪府教育行政基本条例等の一部を改正する条例(教育総務企画課、教育振興室高等学校課、教職員室教職員人事課)
- 大阪府立学校条例の一部を改正する条例(教育振興室高等学校課、教育振興室高校再編整備課、教職員室教職員人事課)
- 府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(教職員室教職員人事課)
- 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(教職員室教職員人事課)
- 大阪府警察職員定員条例の一部を改正する条例(警察本部警務部警務課)
- 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(警察本部生活安全部府民安全対策課)
- 大阪府議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局総務課)
- 大阪府証紙徴収条例を廃止する条例(会計総務課)

## 規則

- 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし(食の安全推進課)
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし(環境管理室交通環境課)
- 公布された規則のあらまし(都市整備部関係)(都市整備総務課)
- 小口支払基金の管理に関する規則の一部を改正する規則のあらまし(会計指導課)
- 大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食の安全推進課)
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境管理室交通環境課)
- 規則の公布(都市整備部関係)(都市整備総務課)
- 大阪府水と緑の健康都市オオタ力保全審議会規則を廃止する規則(都市計画室計画推進課)
- 大阪府流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(下水道室事業課)
- 小口支払基金の管理に関する規則の一部を改正する規則(会計指導課)

## 告示

-

大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織  
その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととする手続等に関する告示の一部改正(府  
政情報室広報広聴課)

- 開発行為に関する工事の完了(建築指導室建築企画課)
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導室建築企画課)
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導室建築企画課)

## **議会**

- 大阪府議会2月定例会の閉会(事務局議事課)

## **人事委員会**

- 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則(事務局給与課)

- 大阪府循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例のあらまし  
がり塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の改正に伴い、保管事業者に対し期間内の処分の義務違反に対する改善命令をした場合には、その旨を公表することができます。
- 2 この条例は、平成33年4月1日から施行します。

大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の組織を改正します。

2 この条例は、公布の日から施行します。

大阪府生活環境の保全等に関する条例のあらまし

- 1 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等（窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する自動車等）の運行を行う者に対する標準の表示の義務等を廃止します。  
2 荷主、旅行業者等が委託して貨物、旅客等を運送させようとする場合の委託先への車種規制適合車等を使用することの求め及び当該車種規制適合車等の使用状況の確認及び記録の義務を廃止します。  
3 この条例は、公布の日から施行します。

大阪府中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例のあらまし

- 1 卸売市場法施行規則の改正に伴い、卸売業者が国内産の農林水産物の輸出に関する契約をした場合には、仲卸業者等以外の者に卸売をすることができることとします。  
2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

大阪府港湾施設条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 堺市堺区近町の多目的広場の使用料の額を改正します。  
・1時間につき3,100円 → 1m<sup>2</sup>1日につき4円  
2 この条例は、平成29年5月1日から施行します。

- 大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特別に関する条例の一部を改正する条例のあらまし  
1 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特別制度に基づき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法等に基づく事務の一部を交野市ほか市1町が処理することとします。

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正に伴い、多数の対象自動車が出入りする施設から遊園地等を削除します。
- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正により、適合車等標章の様式、車種規制適合車等の使用の確認の結果を記録すべき事項等を削除します。
- 3 この規則は、公布の日から施行します。

## 大阪府条例第四十一号

大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第二章・第二章（略）	第二章・第二章（略）
第三章（略）	第三章（略）
第一節・第二節（略）	第一節・第二節（略）
第三節（略）	第三節（略）
第一款 トランク、バス等の運行に関する規制（第四十条の十四 第四十一条の二十二）	第一款 トランク、バス等の運行に関する規制（第四十条の十四 第四十一条の二十六）
第二款（略）	第二款（略）
第三款 第四節・第五節（略）	第三款 第四節・第五節（略）
第四章 第八章（略）	第四章 第八章（略）
第九章 償則（第一百十二条 第一百十九条）	第九章 償則（第一百十二条 第一百二十一条）
附則	附則
2 角語 第四十条の十四（略）	2 角語 第四十条の十四（略）
3 この款及び第百五条第六項において「荷主等」とは、自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）に、購入、専入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者をいう。	3 この款において「特定運送事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第一種貨物利用運送事業又は道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を経営する者であつて、その所有し、又は使用的対象自動車のうち、府の区域内に使用の本拠の位置を有するものの台数が三十台以上であるもの。 二 貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業を経営する者であつて、資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額（以下「資本金の額等」という。）が三億円を超えるかつ、府の区域内に事業所を有するもの。
4 この款及び第百五条第六項において「荷主等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。	4 この款及び第百五条第六項において「荷主等」とは、自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所その他の場所（以下「事業所等」という。）から又は対策地域内の自己の事業所等に貨物又は廃棄物（以下「貨物等」という。）を他の者に委託して運送させる者

4 この款において「施設管理者」とは、御市場法（昭和四十六年法律第35号）第二条第三項に規定する中央御市場その他規則で定める多数の対象自動車が出入りする施設であつて対策地域内に存するものを管理する者をいう。

5 この款及び第一百五条第六項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であつて、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）及び経過措置対象車（対象自動車であつて、法第十三条第一項の規定により法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないもの。その他の規則で定めるものをいう。）をいう。

第四十条の十五（略）

- 二 自己の事業に関して、対策地域内の自己の事業所等に、購入、借入れ又は譲受け（以下「購入等」という。）をする物品を運送させる者
- 5 この款において「特定荷主等」とは、荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であつて、資本金の額等が二億円を超えるか、府の区域内に建物の延べ面積が一万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が三万平方メートルを超える事業所を有するものをいう。
- 6 この款及び第一百五条第六項において「旅行業者」とは、旅行業法（昭和二十七年法律第一百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業を営む者であつて、府の区域内に営業所を有するものをいう。
- 7 この款において「特定旅行業者」とは、旅行業者であつて、その業務の範囲が旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の二第一号に規定する第一種旅行業務であるものをいう。
- 8 この款及び第一百五条第六項において「施設管理者」とは、次の各号のいずれかに該当する施設であつて対策地域内に存するものを管理する者をいう。
- 一 港湾法（昭和一十五年法律第118号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾
- 二 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第四号及び第五号に掲げる空港
- 三 鉄道の貨物駅（上屋又は荷さばき場及び対象自動車の駐車場を有するものに限る。）
- 四 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル
- 五 御市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央御市場
- 六 多数の対象自動車が出入りする施設であつて、規則で定めるものをいう。
- 9 この款及び第一百五条第六項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であつて、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）及び経過措置対象車（対象自動車であつて、法第十三条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）をいう。
- 10 この款及び第一百五条第六項において「車種規制適合車等」とは、車種規制適合車（対象自動車であつて、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）及び経過措置対象車（対象自動車であつて、法第十三条第一項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないもの。その他の規則で定めるものをいう。）をいう。

第四十条の十五（略）

(適合車等標章の表示)

第四十条の十六 対策地域を発地又は着地として車種規制適合車等の運行を行う者は、当該車種規制適合車等に、規則で定める標章(以下「適合車等標章」という。)を、規則で定めるところにより表示しなければならない。

2 知事は、車種規制適合車等の所有者又は使用者からの請求に基づき、適合車等標章を交付するものとする。

3 前項の請求は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければならない。  
車種規制適合車又は超過指図対象車の別自動車登録番号  
車台番号

七六五五四三二九一 型式

使用機器の本機の位置

4 前項の書面には、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車検査証の写しその他当該自動車が車種規制適合車等であることを証する書面を添付しなければならない。

5 第二項の規定により適合車等標章の交付を受けた者は、第三項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(車種規制適合車等の使用命令等)

第四十条の十六 知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。

(車種規制適合車等の使用命令等)

第四十条の十七 知事は、第四十条の十五の規定に違反している者に対し、同条の規定による車種規制適合車等の使用を命ずることができる。

2 知事は、前条第一項の規定に違反している者に対する同項の規定による適合車等標章の表示を命ずることができる。

(特定運送事業者による措置の報告)

第四十条の十八 特定運送事業者は、毎年度第四十条の十五の規定を遵守するために前年度に講じた措置及び当該年度に講じようとする措置の概要を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置)

(荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置)

第四十条の十九 荷主等は、貨物等を、貨物自動車運送事業法第一条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業若しくは貨物利用運送事業法第一條第六項に規定する貨物利及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第十二項に規定する一般廃棄物收集運搬業者、同法第十四条第十一項に規定する産業廃棄物收集運搬業者若しくは同法第十四条の四第十一項に規定する特別管理産業廃棄物收集運搬業者(以下「貨物運送事業者等」という。)に委託して運送させようとするとき

第四十条の十七 (略)

(勧告)

第四十条の十八 知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による求めをすべきことを勧告することができる。

(施設管理者の努力義務)

第四十条の十九 施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十条の二十 (略)

(勧告)

第四十条の二十一 知事は、前条の規定に違反している者に対し、同条の規定による措置を講すべきことを勧告することができる。

は、当該貨物運送事業者等に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。

3 | 2 | (略)  
3 | 2 | 旅行業者は、旅客を、対策地域を発地又は着地として、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業を経営する者に委託して運送させようとするときは、当該旅客自動車運送事業を経営する者に対し、対象自動車によらない場合を除き、車種規制適合車等を使用するよう求めなければならない。

4 | 前三項の規定による求めをしなければならない荷主等及び旅行業者は、車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、その結果を規則で定めるところにより記録しなければならない。

(勧告)

第四十条の二十二 知事は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、これらの規定による求めをすべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第四十条の二十三 知事は、第四十条の十九第四項の規定に違反している者に対し、同項の規定による確認又は記録を命ずることができる。

(特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の報告)

第四十条の二十一 特定荷主等及び特定旅行業者は、毎年度、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 第四十条の十九第一項から第三項までの規定による求めの実施状況の概要

二 第四十条の十九第四項の規定による確認の結果の概要

(施設管理者の義務)

第四十条の二十二 施設管理者は、当該施設に対象自動車で出入りする者に対し、車種規制適合車等を使用しなければならないこととされていることの周知のための措置を講じなければならない。

第四十条の二十四 (略)

(勧告)

第四十条の二十五 知事は、前二条の規定に違反している者に対し、同条の規定による措置を講ずべきことを勧告することができる。

(適合車等標章の不正使用等の禁止)

第四十条の二十六 何人も、行使の目的をもつて、適合車等標章を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る適合車等標章を使用してはならない。  
2 | 何人も、行使の目的をもつて、適合車等標章に紛らわしい外觀を有する物を製造し、又は偽

		3   用してはならない。
		3   <b>(自動車の使用者等の努力義務)</b> 第四十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るために、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。
		3   <b>(自動車の使用者等の努力義務)</b> 第四十一条 道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車又は同条第三項に規定する原動機付自転車(以下「自動車」という。)の使用者、当該自動車の整備について責任を有する者又は運転者は、当該自動車に係る大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス(以下「自動車排出ガス」という。)の低減を図るために、当該自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならない。
	2   5   (略)	3   <b>(報告及び検査)</b> 第六百五条 (略)
6	知事は、第三章第三節第一款の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、対策地域を発地又は着地とする対象自動車の運行の状況、車種規制適合車等の使用の求めの状況、車種規制適合車等の使用の周知のための措置の状況その他必要な事項について報告を求める。又はその職員に、次に掲げる者の事業所等に立ち入り、対象自動車その他の物件を検査させることができる。	
	一・二   (略)	6   <b>(報告及び検査)</b> 第六百五条 (略)
7   9   (略)	7   五四三一・二   (略)	7   五四三一・二   (略)
2   (公表)	2   (公表)	2   (公表)
3   知事は、第四十条の十六の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名前、住所及び当該命令の内容を公表することができる。	3   知事は、第四十条の十七第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名前、住所及び当該命令の内容を公表することができる。	3   知事は、第四十条の十七第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名前、住所及び当該命令の内容を公表することができる。
3   4   (略)	3   4   (略)	3   4   (略)
第一百十二条 (略)	第一百十二条 (略)	第一百十二条 (略)
2   一   六   (略)	2   一   六   (略)	2   一   六   (略)
第一百十三条 (略)	第一百十三条 (略)	第一百十三条 (略)
2   三・四   (略)	2   三・四   (略)	2   三・四   (略)
2   過失により、前項第一号又は第三号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。	2   過失により、前項第一号又は第四号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。	2   過失により、前項第一号又は第四号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。
第一百十五条 第四十条の十六の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処す	第一百十五条 第四十条の十七第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に	第一百十五条 第四十条の十七第一項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に

る。

		処する。
	第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第四十条の十七第二項の規定による命令に違反した者 二 第四十条の二十六第三項の規定に違反した者	
第一百六条 一・二 (略)	第一百七条 (略) 三 係りその他不正の手段により第四十条の十六第二項の規定による交付を受けた者 四 第四十条の二十一の規定による命令に違反した者 五・七 (略)	
第一百七条・第一百八条 (略)	第一百八条・第一百九条 (略)	
第一百九条 (略)	第一百十条 (略) 一 第四十条の十八又は第四十条の二十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二・三 (略)	
一・二 (略)		

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年三月二十九日

大阪府知事 松井 一郎

### 大阪府規則第三十五号

#### 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成六年大阪府規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（多数の対象自動車が出入りする施設）</p> <p>第十六条の十九 条例第四十条の十四第四項の規則で定める多数の対象自動車が出入りする施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一一・二（略）</p> <p>三 対象自動車を五十台以上駐車することができる駐車場（対象自動車の駐車場所と対象自動車以外の自動車の駐車場所とを区分しない駐車場にあっては、対象自動車を五十台以上駐車することができる面積を有する駐車場）を有する施設であつて、次に掲げる施設のいずれかに該当するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>（多数の対象自動車が出入りする施設）</p> <p>第十六条の十九 条例第四十条の十四第八項第六号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一一・二（略）</p> <p>三 対象自動車を五十台以上駐車することができる駐車場（対象自動車の駐車場所と対象自動車以外の自動車の駐車場所とを区分しない駐車場にあっては、対象自動車を五十台以上駐車することができる面積を有する駐車場）を有する施設であつて、次から八までに掲げる施設のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 照光施設財団抵当法第一条の照光施設を定める政令（昭和四十三年政令第三百二十二号）本則に掲げる施設その他これらに類する施設</p> <p>ロ・ハ（略）</p>
<p>（経過措置対象車）</p> <p>第十六条の二十 条例第四十条の十四第五項の規則で定める対象自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）別表第一に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、平成二十二年一月一日以降の日であつて、その対象自動車に係る特定日（別表第九の四の中欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める特定日をいう。以下この条において同じ。）以後の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定による継続検査、臨時検査（特定日の翌日以降に受けるものに限る。又は構造等変更検査（以下この条において「継続検査等」という。）を以受けける日（同表の五の項から七の項までに掲げ</p>	<p>（経過措置対象車）</p> <p>第十六条の二十 条例第四十条の十四第九項の規則で定める対象自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）別表第一に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、平成二十二年一月一日以降の日であつて、その対象自動車に係る特定日（別表第九の四の中欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に定める特定日をいう。以下この条において同じ。）以後の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定による継続検査、臨時検査（特定日の翌日以降に受けるものに限る。又は構造等変更検査（以下この条において「継続検査等」という。）を以受けける日（同表の五の項から七の項までに掲げ</p>

る対象自動車にあつては、継続検査等を受ける日又は平成二十二年十月一日のいずれか遅い日)の到来していないものとする。

#### 第十六条の二十一 (略)

る対象自動車にあつては、継続検査等を受ける日又は平成二十二年十月一日のいずれか遅い日)の到来していないものとする。

#### 第十六条の二十一 (略)

##### (適合車等標章の様式)

第十六条の二十一 条例第四十条の十六第一項に規定する適合車等標章は、様式第七号の四によるものとする。

##### (適合車等標章の表示の方法)

第十六条の二十二 条例第四十条の十六第一項の規定による適合車等標章の表示は、適合車等標章を対象自動車の前面の右側(前面の右側に適當な箇所がない場合その他のやむを得ない場合にあつては、右側面の前部)(窓ガラスの部分を除く。)の見やすい箇所に貼り付けることにより行わなければならない。

##### (適合車等標章の交付の請求)

第十六条の二十三 条例第四十条の十六第三項の規定による請求は、適合車等標章交付請求書(様式第七号の五)を提出して行わなければならない。

##### (変更の届出)

第十六条の二十五 条例第四十条の十六第五項の規定による届出は、変更届出書(様式第七号の大)を提出して行わなければならない。

##### (特定運送事業者による措置の報告)

第十六条の二十六 条例第四十条の十八の規定による報告は、毎年度六月三十日までに、措置報告書(様式第七号の七)を提出して行わなければならない。

(車種規制適合車等の使用の確認の結果の記録)  
第十六条の二十七 条例第四十条の十九第四項の規定による確認の結果の記録は、次に掲げる事項を記録し、三年間保存しなければならない。

- 一 対象自動車を使用した運送の有無
- 二 車種規制適合車等の使用の確認をした年月日
- 三 車種規制適合車等以外の対象自動車を使用した運送があつた場合は、次に掲げる事項を記録する。
  - イ 当該対象自動車の登録番号及び運転者の氏名
  - ロ 条例第四十条の十九第一項に規定する貨物運送事業者等又は同条第三項に規定する旅客自動車運送事業を経営する者の氏名又は名称

##### (特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の報告)

第十六条の二十八 条例第四十条の二十一の規定による報告は、毎年度六月三十日までに、措

置等報告書(様式第七号の八)を提出して行か  
なければならない。

様式第七号の四から様式第七号の八までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 非適合車ゼロ宣言!! ～乗らない、頼まない、見逃さない～

### 非適合車の流入根絶に向け流入車規制を推進します！

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、自動車 NOx・PM 法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等(\*1)を対象として、府内の対策地域（府内 37 市町）(\*2)での発着を規制しています。

より効果的かつ効率的な流入車規制の推進を図るため、条例を改正しました。（平成 29 年 3 月 29 日施行）

「非適合車ゼロ宣言～乗らない、頼まない、見逃さない～」をスローガンに掲げ、立入検査などの取組を強化します。

#### (\*1) トラック・バス等

- 1、4ナンバーのトラック、バン等
- 2ナンバーのバス、マイクロバス
- 8ナンバーの特種自動車  
(人の運送の用に供する乗車定員が 11 人未満のものを除く。)



#### (\*2) 府内対策地域（府内 37 市町）

豊能町、能勢町、岬町、太子町、  
河南町、千早赤阪村の 6 町村を除く地域

#### ※罰則等について※

- 違反者には、適合車等の使用を命じるとともに氏名等を公表します。
- 適合車等の使用命令に違反した者には 50 万円以下の罰金が科せられます。

今後も、府内対策地域での「荷物の積卸し」「人の乗降り」「作業」などの発着を伴う運行には適合車等の使用が必要です。

（通過のみの運行は規制対象外です。）

# 《終了又は緩和された内容（全部）》

条例に定められていた義務のうち、ステッカー制度などの目的を達成したものについては終了しました。

## ○適合車ステッカー制度の終了

これまで適合車等に表示を義務付けていたステッカーが不要となりました。

また、大阪府が行っていたステッカー交付も終了しました。

（再交付請求、変更届等を含む）

※現在貼付しているステッカーの

処分をお願いします。

（貼付したままでも問題はありません。）



## ○荷主等による使用のための措置の一部終了

ステッカー制度の終了に伴い、荷主等による適合車等の使用確認及び結果の記録の義務を終了しました。

また、事業用自動車（緑ナンバー）は適合車等への改善が進んだため、運送委託の際の適合車等の使用の求めを終了しました。

一方、自家用自動車（白ナンバー）は依然として非適合車が残っていることから、物品購入等の際に適合車等の使用を求める義務は継続します。

## ○知事への報告義務の終了

特定運送事業者、特定荷主及び特定旅行業者に課せられた毎年度の知事への措置等の報告を終了しました。

## ○施設管理者の周知義務の一部終了

これまで自動車が集まる施設の管理者への適合車等の使用周知の義務について、緑ナンバーが主に出入りする施設については終了とし、白ナンバーが出入りする施設については努力義務に緩和しました。

お問い合わせ : 大阪府 環境農林水産部 環境管理室 交通環境課

大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲州庁舎（さきしまコスモタワー）21階

電話 : 06-6210-9587 (直通) / FAX : 06-6210-9575